

○経済産業省告示第七十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項及び別表第七の六の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成十六年五月十七日から施行する。

平成十六年五月十三日

経済産業大臣 中川 昭一

輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。

【最終改正】平成二十八年三月十八日経済産業省告示第五十三号

- 一 ポリ塩化ビフェニル
- 二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）
- 三 ヘキサクロロベンゼン

四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一  
・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名アルドリソ)

五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八a  
一オクタヒドロエキソ一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名デイルドリソ)

六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八a  
一オクタヒドロ一エンド一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名エンドリン)

七 一・一・一トリクロロ二・二ビス(四一クロロフェニル)エタン(別名DDT)

八 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ二・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一  
・七メタノ一H一インデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一三a・四・七・七a一  
テトラヒドロ一四・七メタノ一H一インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又  
はヘプタクロル)

九 ポリクロロ一二・二ジメチル一三メチリデンビシクロ「二・二・一」ヘプタン(別名トキサフエ  
ン)

- 十 ヘキサクロロブターー・三ージエン
- 十一 ドデカクロロペンタシクロ二・六 三・九 四・八「五・三・〇・〇・〇・〇」デカン二・六 三・九 四・八（別名マイレックス）
- 十二 ペルフルオロ（オクタンーーースルホン酸）（別名PFOS）又はその塩
- 十三 ペルフルオロ（オクタンーーースルホニル）二・六 三・九 四・八フルオリド（別名PFOSF）
- 十四 ペンタクロロベンゼン
- 十五 r—一・c—二・t—三・c—四・t—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサ二・六 三・九 四・八ン（別名アルファ—ヘキサクロロシクロヘキサ二・六 三・九 四・八ン）
- 十六 r—一・t—二・c—三・t—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサ二・六 三・九 四・八ン（別名ベーター—ヘキサクロロシクロヘキサ二・六 三・九 四・八ン）
- 十七 r—一・c—二・t—三・c—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサ二・六 三・九 四・八ン（別名ガンマ—ヘキサクロロシクロヘキサ二・六 三・九 四・八ン）
- 十八 デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇二・六 三・九 四・八・〇・〇」デカン—五—オン（別名クロルデコン）
- 十九 ヘキサブロモビフェニル

- 二十 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル）
- 二十一 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）
- 二十二 ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）
- 二十三 ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）
- 二十四 六・七・八・九・十・十一ヘキサクロール・五・五a・六・九・九aヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピンⅡ三―オキシド（別名エンドスルフアン又はベンゾエピン）
- 二十五 ヘキサブロモシクロドデカン
- 二十六 ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル
- 二十七 水銀化合物であつて、次に掲げるもの
  - イ 塩化第一水銀（塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の九五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）
  - ロ 酸化第二水銀（酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の九

十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)

ハ 硫酸第二水銀（硫酸第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)

ニ 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物（硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合している場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)

ホ 硫化水銀（辰（しん）砂に含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合（辰砂に含まれる場合を除く。）は、硫化水銀の含有量が全重量の九十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る

）。